成形圖說

農事部　十四

和書門
類　二一一八〇號　六一函　一架　三〇冊

内閣文庫
和書
類　二一一八〇號　一九六函　三〇冊　一八架

内閣文庫
番號　和　21180
冊數　30（14）
函號　196　97

国立公文書館
National Archives of Japan

成形圖説巻之十四

目録

苞裹(タワラツト)
量秤(マスハカリ)　附 科槩
度籮
蓑笠(ミノカサ)
簀畚
篠篝
筲箕
籃檐(カタミ アホコ)　附 搭爪　杈(サス)

日本政府圖書
淺草文庫

成形圖說卷之十四

農事部 農具類

俵 類聚國史○俵ハ和字にて蓋把稈(ワラ)の畧歟一說に田稈(ワラ)也
日次紀曰歳旦海老(エビ)を俵子と稱ふハ其狀に像るの祝詞
也

加麻須書紀裏の字　宇知麻伎お卷の謂歟散米といい
と訓めり　つりお撒より出づる又
や或曰俵ハ字書に散也とあれハ散米　麻留日向方言
といふより取りしならんともいへり　卽十九あり
風土記殘篇　安良麻伎和名鈔引唐韻苞苴裹魚肉今と
幾九ふゆり　かく稱ふ書紀於保仁返ど州ど
苞音孚正字通今人混包　又口玉堂雜字布袋とあり○
如苞桑苞苴皆用之　是蒲麻皮まて織る袋
也年貢米を納る者にて官より借れ所と云故に今西州
の俗叺の字とゆて蒲筍の字とよ又口の數なるへし
蕃名ストローカナストル

俵てふ名は書紀には見る所なしけれど雑式等既にその
名の載られしものはふるくよりつたへたり又諸國風土記
の中に公穀幾九假粟幾九とある九は即俵といふなる
べしされば日向國人は俵をば九といへるとぞ日向は太
むかし　神聖都(ヒジリノカミ)ましましの舊墟(アト)なれば伊勢や日向の語(モノガタリ)
世に言霊(コトダマ)の散失(チリウセ)ざるを猶伝ふるわざ物ごく徴(シルシ)とも侍るべき
まぞ四季物語にはしめてはらしは假物にまでいふ一
ぬれしをあんだらふく壽(コトブキ)て伊勢加茂の兩宮なとおさめ
まゐらせらるゝ供どもまでいふそておくをといふ稲を積とい
ひ又ぬるをば名付かさぬるといふ餅とかごとしい

ひ泣(ナク)とあればたはらをあおらしをたゆるといひひらき
ひとはしらなとそのおはとなきせぶろたとくさ按に
孝徳紀に裏の字加麻須とあるをもいかりへの俵の事
まで後は蒲笥(カマゲ)てふかので遺誤るべし字書に裏は
苞也と注して平壤録に積(ニ)米豆十六萬八千餘包とある
包は即(チ)俵とおもれし為土の俵は竹(タケ)網代(アジロ)なれども米一俵
の收票(ウケトリ)に一包としるしぬ太平記に龍宮神の頼にて藤
原秀郷百足の蜈蚣(ムカデ)を射殪(タフシ)けれは龍神悦て秀郷を饗く
款待(モテナシ)太刀一振巻絹一(ツ)鎧一領頸結(クビユフ)る俵一(ツ)赤銅の撞鐘
一(ツ)を與へけり俵は中なる納物を取出せども尽ざりける間

財宝倉に實て衣裳にかへあり故に其名銭俵藤太といへハ
いひなる也と載られ頭陀袋るといへる付堅俵にて上に
より物入る形なるべし又俵れ中の納物と何も付むか
しハ米のミ納る料にハ限らざるなるべし夫数の物をは
ならせしよりその俵袋たと称ける八俵にて著しきは
似られし源弘賢の著せしものゝ中に龍宮とゝの琉球に
てハあるべきにや是にて思ひ合すれハ太糸圖秀
郷傳に依龍神請行龍宮討龍神之敵得寶俵世
人号俵藤太とこそえらるも琉球にてやはらん○又裏玉
加麻義亦恵奈麻伎とも巻茅なといふは蒲にて製し或
ハ茅にても為りぬる俵の名なりし万葉の鈔に細き縄
を綿て持物入物かして居中人の持もの也り又蕢笥と

いふものゝ西州乃俗久夫佐といへり袖中鈔に裏を久々
通と訓るハ古言なり和名鈔傀儡子を久々豆と注せし
ハ裏物を負ふて名けり今の俗にまきちらばしといふ
裏を負ありきて戯曲をなするや 按に蕢ハ今所在海畔に
せざる大隅國益救島に産
するものを牛具々と云是を
あるものを具々蘭と云大なる
巴延喜貞觀式に蘭笥わ足廢物類纂蕢俗名久具ハ開通
志蕢生三稜爾雅謂之望江生者為淡蕢近海者為鹹蕢土
人採以捆屨織席亦可為纜香山縣志蕢水草也種之泥積
可以成田方圓二種擧慶府志謂之三棱草和名鈔に
ハ莎草を充萬葉に湊草とよめるものと注せり
れバ裏ハ今の蒲笥にして久々通ハ即蕢笥なり其草の
異なるを以て名を別てり說文に蕢草器論語に荷蕢
この物なるべし 凡西州にて米を盛る蕢笥ハ皆蒲
笥蕢笥なり將に上に入まへとしてお

より納税所にて量て後始て俵に入るゝとぞ俵ハ始
米を入るに竪にかし其首ハ横にはと再あるとのあま
俗或ハ横俵むかしハ俵にふかのハ二升以上五升盛乃
といへり
ものにて今乃裹れだとし蝦夷の地すは従か然に裹と
かなもの及ぬ
は加麻須とす唱しは即今れ俵にふとのみて一統に俵
の大きくなりしは上に納る料に貢へあるゆや類聚國
史延暦十七年十月勅量收精穀斗斛有限又曰精一俵二
升已上穀亦斛別五升已上と云こ雜式曰公私運米五斗
為俵仍用三俵為駄是五斗俵の始にて蓋穀米より凡駄
荷馬の荷の重さの積を四十貫といふと五斗俵二俵を負
ある積といへり今諸國によりて五斗俵四斗俵三斗俵

二斗俵なとの不同ありて大かたハ三斗五升入を通例と
し上方ハ四斗俵江戸東北にハ三斗俵多かりし又量起ハ三
斗五升乃俵なれは三斗七升収にも及ふといへり米久
しく儲置ハ耗ありて損遂ハ眼おろ通の欠立よりき欽
法而ハ望ハ実東三斗五升一俵とあるに二升の延米と
るがお加て三斗七升入ゆし四斗入ハ四斗二升なとあ
とし又従て竊元をのかりて廩米の稟を更秋とのは
常に定法よりも升目少き俵を免まうを之ふよりて後世俵
每に年号名主莊官掛庭何がし何がしなといふ名牌を
俵の中に挿て奸濫を防く謀をなせるも是を中札といへ
れとも數万俵の中にハ悉く手にも届がたく公ハ新恵と

加へられども猾吏従て私をなすことのたえざるにや此
と見ゆれば俵を破れたる籾の虫喰穿ちてこぼし又月廩
等を交へたるの俵のいできぬれば大に罵り怒れ怒れ
に定式の入よりも甚しく多かれば大に善悪穀やらせき
を交さる俵しければ多かきも交へしき理なれば多かり皆以
とりてし
貽謀錄ニ云李畬官監察御史得ニ廩米ヲ毋レ量ルコト之ヲ三
斛而羸問故ヲ對テ曰御史米ハ不レ槩問ニ車備幾何ヲ對
曰御史ハ不レ償也母怒敕帰ニ餘米ヲ償フ其備ニとあり不レ槩とは此
には盛立量にて起收なり通鑑後周紀ニ凡ッ倉場庫務掌納
官吏無レ得レ收ヲ斗餘ヲ註ニ斗餘ノ槩量之外又取ル其餘ヲ
也是欠升なくして量出と成るを禁るなり〇昔は和漢
共に米を俵に納めけりし獨米のみにあらずその貨物なとを
俵に納てかつげしと今ハ財布と唱へるところし大國主
命は兄の爲に袋を負(カヅ)まして古事記に見えたり而ルに
今の大黒に俵を践(フマ)へる像(サマ)ハ贅(スコト)なり俵を負(オヘル)まて
流布し其傳にも此神負袋者(フクロカツギビト)とありて賤しき形に見
従(ハレ)まつる所由(ユエ)ハ凡て大なる功業を立むとする人ハ
細事(イササカナルコト)にハかゝはらぬものといへり
ハ此遺(ノコリ)のさまは太古(オホムカシ)ハ袋負(フクロオヒ)ある俗ありて強土(モロコシ)まて
今にも大名なとの跟従(トモ)に被負(カヅカ)せらる
風なり
と似たるなる子路なんど軍將(イクサノカミ)なれども功業をとなれ
負米を義になりそして衛に事て大勇を失ひ祿の爲
に纓を絶し結しは惜むべし
說文ニ子路負レ重ヲ道遠ケレハ不レ擇レ地ヲ
而休ス家貧親老ハ不レ擇レ祿ヲ而仕フ昔
者由事ニ二親ニ之時常ニ食ニ藜藿之實ヲ而為ニ負米ヲ百里外ニ親沒之
後南遊ニ於楚ニ從車數乘積粟萬鍾累レ茵ヲ而坐列レ鼎ヲ而食願食ニ

藜藿為親負米之時不可復得也枯魚銜索霜露不停賢者
欲養二親之壽如過隙草木欲長霜露不停賢者欲養二親
不待故曰家貧親老不擇祿而仕也子路が負し米を袋に
入まし〆る画きと後の画あれ子路負米の図ハ斯方の
俵なり是を大黒に俵践へし縁つく蜻蛉日記曰安和天
まゐるとおほしくみぐりなとなり二年
地をふくろにぬいてと論ないと懇しくありてとほり
狭衣にも此哥を引なりいみじくへの御詞なるへしとらん
えたり又曰ときたなき人ひとつに保うまいらするくわまてよ
足軒されハえ袋なる物とりいでくいなとするなど
にわり子などてきぬれをさなくはうちなとして枕な銭
にえふくろに入ける弓箭楯槍剣なとをてはうさくを誰
ぞと問ふに倭はいおて何かしどのゝとついは何ハいとよ

拾遺集物名
筑紫より
こゝまで
来れど
つとも
なし
太刀の
緒革乃
端のみぞ
ある

蕢筒（ツブケ）
蒲筒（カマス）
俵（タワラ）
裹（ツト）

尾張熱田廟再興巻物に作り
奥書に享禄二年己丑二月吉日
とあるを婢とかくるハ髪を
さけを持所古の風にてうは
さし縫也衣被ハ何にても絹
ハいふまてもなしとみゆ次ハ
側仕の女なるへし髪を垂たり
白布にて頭を纏ひ其布の末
端を左右に垂るゝハ即今にも狂
言の女此躰なり主の婦人その
被衣してひとへなる表衣を
ふし市女笠をかふり其時
常人の女装おもひ知るへし

幣袋

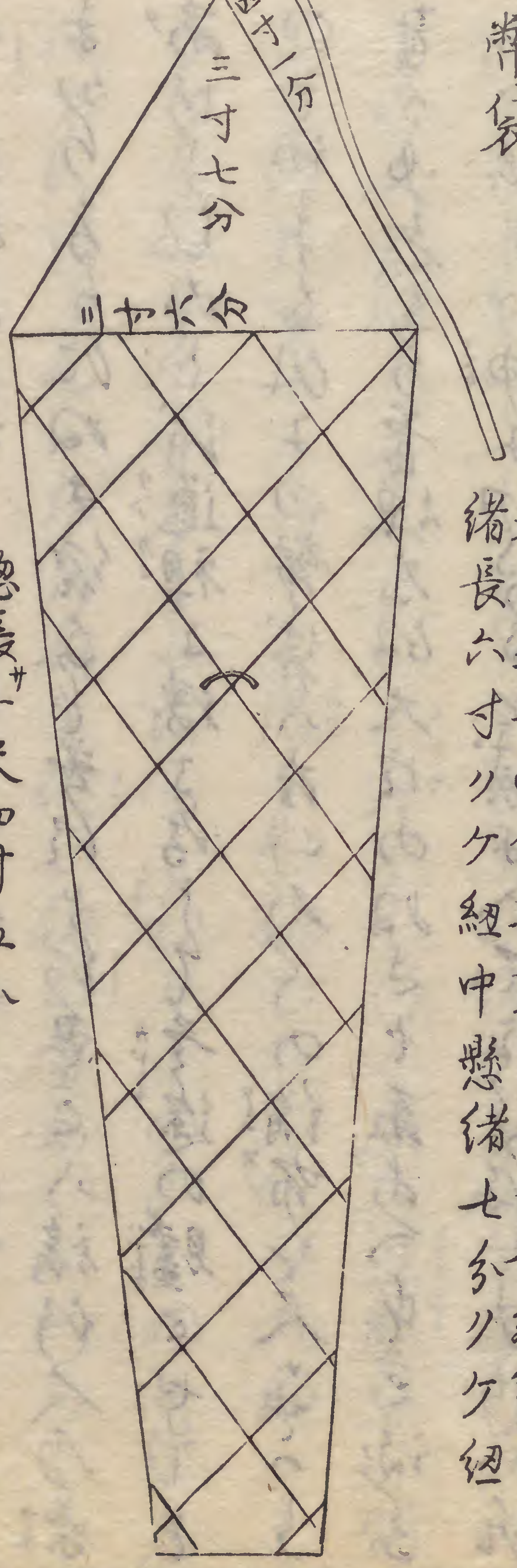

表青地等の金入裏布白組金紋紗を用
緒長六寸リケ紐中懸緒七分リケ紐

惣長サ一尺四寸五分

万葉集千はやふる神乃みさかにぬさまつりいはふ命は
おもちゝかため　おもちゝハ父母なり古人神に祈
禱といふハかの其の本意かくのことく父母を愛敬なる
の深き如何かゝる詞にあらはされて遂に以て君主に推及
せり又幣とハ心葉といふハ赤心の表示なるへし拾遺
集に清からぬさもちきり頼つる心ばへは向の神そ知
る清かりける後の御世にハ寛文十一年御會に花麻
立たむる霞ハ花のぬさ結ひつゝやまに手向ん

し之に據にむかしハ楯須刀納る袋とはなべて得袋と
いひしなるべし後に弟書と呼ふものハ種々のもの包
こいるゝなり古事記に燧袋あり又万葉に箆袋とあ
る者ハ行旅の具なく羇容に持るものといへり又幣袋
あり後撰集に相かゝるひなる人の何かゝさなに越へ
まかりなるにぬさ袋をこきれとあるこハ旅行人の手
あまかむかしと紙道祖に手向るとて首途の贐とせしを
のそ初ますなびに回幣袋ハ古いろくの絹布を尺なかつ
なるゆゑなる菅纏太政大臣のぬさも取あへずと詠ま
ふハ旅に八神に切かゝると袋に入てもてゆきと支持へ兄

ぬさかしといふと云く今やうの餞別なんど事もかゝ
しく人に纏り文人にもたま〳〵さてもくよハ恩贈を分明
にあられといふうるてき風ふや款こちらかゝのおハまの
めなるふをてするにもかゝしむかしの古とぬさ袋な
んどにかゝんに托あれを作と徒の費なくわかちなし
かゝましと源氏注などのお袋とよはは宿直人の夜衣
袋にて今番袋と云韓文に襆被入直とあり又太田道灌
の辞世にきのふ迄何く妄想を入置しなんなし袋いア
やりつくさむし是ハ縁なし袋にて箕のやうなるものなも
一説になるんなし袋ハおのもの穀殻の事なるを周今まで

妄想を入置しとらふとりや○宇治拾遺に越前國伊良
縁の世恒か給の米とはりふに輾と一斗いくつきやさ
ざりしといふなれども又東鑑建久三年五月八日為大上
天皇四十九日御佛事頼朝卿百僧供養布施の中に俵米
一せとあり○王肅喪服要記孔子云五穀囊者起伯夷叔
齊不食周粟而餓死於首陽山恐魂之飢故作五穀囊○漢
書東方朔云侏儒長三尺餘俸一囊粟錢二百四十臣朔長
九尺餘亦一囊粟錢二百四十侏儒飽欲死臣朔飢欲死○
唐史李泌請以二月朔為中和節民間以青囊盛百穀之種
五雜組に私夫を米囊よかくせしなとみゆ太平御覽云古行者之食以布囊貯

粮布囊為裹粮之用詩云乃裹餱粮於橐於囊傳大曰橐三才
圖會篅籭可用盛種者淮南子急就篇等篅笮皆所盛米穀
○字彙斷ハ帾也載盛米者或布為之又米櫃と加良度計夫
通計志櫃なといふ三才圖會の穀匣なり方木層連
也重箪笥のやうに引出ふして米を盛置ものなり
家裹 集万葉 道行裹 山裹 人麿歌にあしひきの山ゆきさかうば山人乃我にえしめし
山づとぞこれぞ 濱裹 以上同上 海裹 今昔物語 旅裹 清輔歌集 都裹 伊勢談
黄泉裹 榮花談 宮毛 笥とも書けり日次記○毛或ハ
裹糧 孟子 裹費 鶴林玉露○裹ハ行人の持ものよ路費とも名づけて裹費といひし 行囊
書言故事遠行必有行囊 土宜 類書纂要遊子外境以本土所産之物送人曰土宜 土儀 土
遺 土實 土毛 土產 以上東京夢華錄并本土所產之物也

蕃名

是等皆是處に於て其乃裹と呼つゝ旅ゆくりに何まて
もゝ包ミ持ゆくりしなとにかくいひし旅つとにも
てしは饋なとハ今も鄙人の飯裹とて稈にてかい包め
るなり後ハ家裹ともいへり宮毛ともいふ　こハ伊勢大神
宮へ参詣の人家にまゐりて神宮の麻祓を始とし長鮑
笠杓なんどの土毛を持帰て参宮の裹とし親戚朋友に
餉上りしより宮毛と名けしとぞ今の贈答にいふ引縁
まて結細の長伸鮑を副遣鮑ハ打鮑の義にて鮑乃形に
いつれるハ本ハ幣の事に起りゆ麻をはなに隠し皮
と云へるしものにてむかし此ハ麻なりとし綿帽集にいへり

の白絲をもて縫とふ歌を見えたることいへり又万葉の哥に
伊勢の海乃奥津白波花にもが包て妹が家つとに
せんとあるは伊勢乃宮笥とよめるなりかゝりしハ京師よ
り伊勢東路にまうでたる人ゝも逢坂の関にて行帰る
も送迎てこゝのせし因ハ其坂の嶺にて旅乃平安を
祈てしかも坂を越ぐて手向てふ名に負初の
來人乃詩もとも坂迎ての詞は都よりゝ皆物に信濃
ゆに任して國へありける時坂向乃饗などせしといふ是
なる逢坂てふ名此よしハ神功巻にも見えたる今伏見
の扇江戸の錦画なとをも土産の類に呼つるハ古きの

粉なり也

麻須　書紀○和名鈔引切韻升ハ十合ノ器也知多少ヲ謂之量凡俗米を料にて一より十まで一〆の名を將へ呼へども

小量　即今より口二寸三分深サ一寸二分二厘餘○小量に三あり一合量ハ漢の龠にあたる龠ハ半合の名にて即一勺なり本邦の量法五抄三撮強なり

小半量　即二合五夕量なれど或ハ之を合一ツとも云口三寸八厘七毛深サ一寸七分一毛なり或ハ口三寸五厘深サ一寸八分とする者ハ非也

半量　即五合量なり一升の中にて口四寸深サ二寸六厘あり或ハ深サ二寸八厘とする者ハ非也

升　即十合なり口四寸九分深サ二寸七分

五升量　口八寸三分四厘深サ四寸六分六厘按に令の時に束稲舂得米五升とすへし云々五升米を一料にせしもの遺あるべし

七升量　口九寸四分七厘深サ五寸六厘

十量　即十升なり已方一尺五分深サ五寸八分八厘

咸大升　政事要畧

大升　三代格○今按に古の大升ハ三升

と受ると云ゝ蓋減大升乃三升と受るなるべし減大升ハ二升五合と受る之升ハ七升五合なり

斗桶　桶にて作る一斗と容る

量　書經同律度量衡律歴志量者龠合升斗斛也○唐高祖武德九年檢校諸國量とかり量ハ本黄鐘管の實積より起まり管の中に秬黍千二百粒と容る之を龠とす

大斗　大量　以上漢書貨殖傳ニ漆千斗註ニ大斗者異於量米粟之斗也今俗猶有大量

大升　說文斗ハ大升也

斗　甬　月令集說甬ハ斛也

斛斗　文獻通考文思院造一石斛斗用火印下諸轉運司依式製造

佉梨　翻譯名義集天竺斛量の名なり也

蕃名

凡量斗の起率ハ秬粟より積出する者とぞ云ふ次第圭抄より始る或謂撮ハ四圭にて二十四粟三指撮之の名也

嘗て試に三指もて米粒を撮(ツマム)に殆ど三十顆に及べし
量斗積の斛 俗作石十斗にて百四十万粟と云 此云佐加亦云一石 斛の音なり
巳唐宋以来ハ二斛を石とし此方のごとく通用するにはあらず
斗 俗作斛十升にて二十四万粟と云 此云
波古亦云曽波加利 斞即十斗也 升 十合にて二万四千粟と云 此云麻
須即一升也 合 十勺にて二千四百粟と云 此云小量 勺 舊作龠俗作夕 十抄にて二百
四十粟 此云多登須 蓋手一津也亦云一掬手 四一とも○
と云 或曰八丈島ハ穀物を量に何合何勺
とらハ世を一升以下ハ何程何程と云一だハ両掌に一
盛の事まて京升二合五勺也此十四盛をいれて一升とし
一升ハ京升三升五合也又一升つゝ十四をいれて一俵と
いふ一俵ハ京升四斗二升やとたらくをと合より以下ハ名
ありて其器なし 八丈ハ古の方丈 抄 十撮なり漢音サ
なとみえて古朴の事数まるまて ウなりなに俗に
サイといふ省みて其の字を作る文特にして 撮 三十圭なり 三指撮之
サツと呼ふ故に撮の字と誤るなるし

の名とし 此云保通亦云一撮 圭 十粟なり 粟 圭粟の名ありて今其数ハ去て用ず
麻須とハ倍(マス)なり勺抄と倍(マシ)て升より斗斗より斛といふ
とれてなり吾 邦量を制(ツクル)の法ハ一人一日の食粮凡糙(ツクリ)
米(コメ)五合是穀(モミ)にして一升なるより十合を一升とするの
粮積(カテツモリ)に出るなり又軍陣の粮積ハ一日一人に米六合水
一升塩ハ十人に一合鼓(ミソ)ハ二合竟といへり斗を波加利
と云たとはいかし米を料(ハカル)は必秤(ハカリ)にて懸(カケ)たるに一秤(ヒトハカリ)
ハ即一斗なるよりおこりしにや斛を佐加と訓(ヨム)と坂の読と
おなしく等級を歴て陞(ノボル)と升斗を倍(マシ)て積かさなとし
の義に一坂ハたえのおしなん位山老てかかえし 実隆
まくむ道をくるしき此坂ハ位階をいへり 朝野羣載に

米百坂四十坂とあるを併かうがふべし萬葉に百積の
船とあるハ即百斛以上を積載船にてなにも船の大を
度て其百斛積といふハ古語の遺れるなり書紀に千斛
と訓古事記にハ尺度て麻佐加といひし又十度とかき
えて曽波の反佐なり佐加ハ曽波加利の畧なるべけれ
ト曽と訓ハ五十八十ぢのおとし按に漢志に升者登
合之量也成也進也と注せしを次第に數を登るとなれ
てより麻須とも佐加ともいふハおのれより之に合へ
るとみるべし舒明紀十二年十月始定斗升斤兩文武紀
慶雲二年始造度量賜諸國元明紀和銅六年頒下權衡度

量於天下諸國桓武紀延暦十七年十月勅度量權衡先有
製中畧升尺等類就大藏省依法平校求絶奸源若違此制寘
嚴科令曰量十合為升三升為大升十升為斗十斗為斛雜
式曰凡度量權衡者官私悉用大此大量小量の制ありし
や蓋慶雲より和銅になるまでハ所謂古量なる者にて
今の八合量乎蓄古量の一升ハ今量にて九合六勺四才
許に當れりと 今紀州に八升量あり此量にて今量の米一斗を料に一斗二升あるべきと一斗一升六
合三夕ほとゝ云 扶桑畧記後三條天皇延久四年九月廿九日
詔斗升法可據用長保例この御代に穀倉院の宣旨升は
造りたまひしと東齋隨筆にみえたり 大日本史曰後三條天皇欲審量制命

新作器使蔵人頭藤原資仲督之帝自抽簾截竹為之準及
成資仲等率蔵人出納小舎人量殿沙試之而取穀倉院米
量之後世遵用謂之宣旨升又造方櫃容一斛以石為錘衡
具軽重器傳在穀倉院按東斎随筆曰斛ハ十斗也又石と
直ニ斛の音ニ読むことは延久の頃穀倉院の斛を造らる
ニ始る也〇伊藤氏曰大學衍義補ニ始皇平六國之初書ニ云
一衡石丈尺所書之石非鈞石之按ニ中古の量方五寸深
石也後世以斛為石其始此歟　今或ハ江
二寸也と云者所謂宣旨升乎戸升と云　後西天皇寛文
九年京升寸法一同ニ定る俗亦今量ますと云方四寸九分
深二寸七分也中古の量ニ京升と料合なるニ京升ハ米
六勺程おほし官より下給ふ米粮などニ京升と同るハ
即寛文中御制らるゝ公量のたゝなり
古升ハ口五寸深二寸五分是一分四方の物数六万二千

五百あり是を古升の法とし六二五や今升の六四八二七と
古升の六二五をもて除ハ余二千三百二十七あり米
ニ積バ三合五夕強あり
之ニ依バ古升の一升ハ
今升の九合六夕四抄ニ當
るべし
十六の一分五寸四方高サ
二寸五分是古量一升の
數也

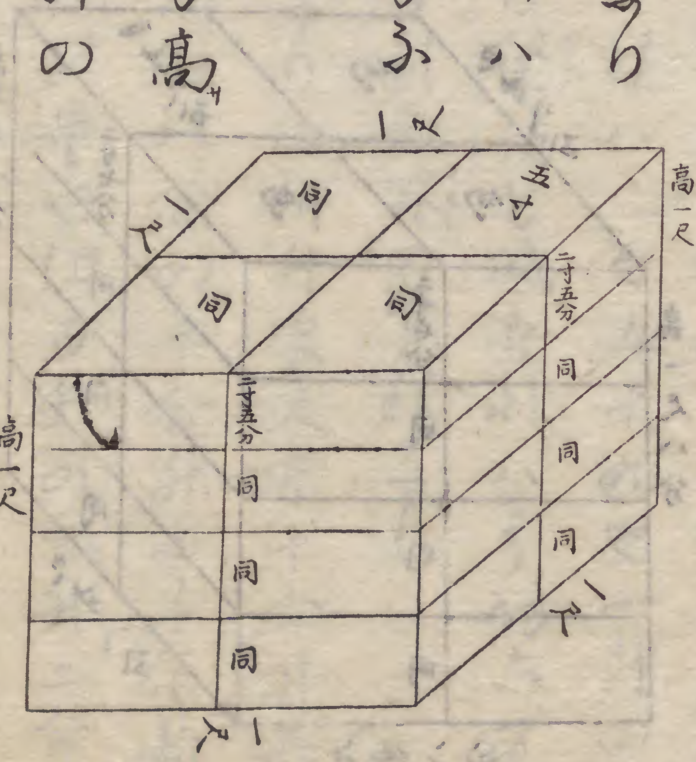

今京升法其積ハ陸拾肆萬捌千貳百漆拾萬々實積算法
六十四坪八合二勺七抄
六十四寸八分二厘七毛

古制は高サ八分増て一尺八分とし同径サ二分減て九寸八分四方とし　其寸積千三十七坪二分三厘二毛　此石数一斗六升分

坪百三万七千二百三十二坪十六割一ツ分六万四千八百二十七坪

是今量一升の積也古製一升の方五寸を一分減し今四寸九分四方とし深二寸五分を二分増し今二寸七分とし　升法六四

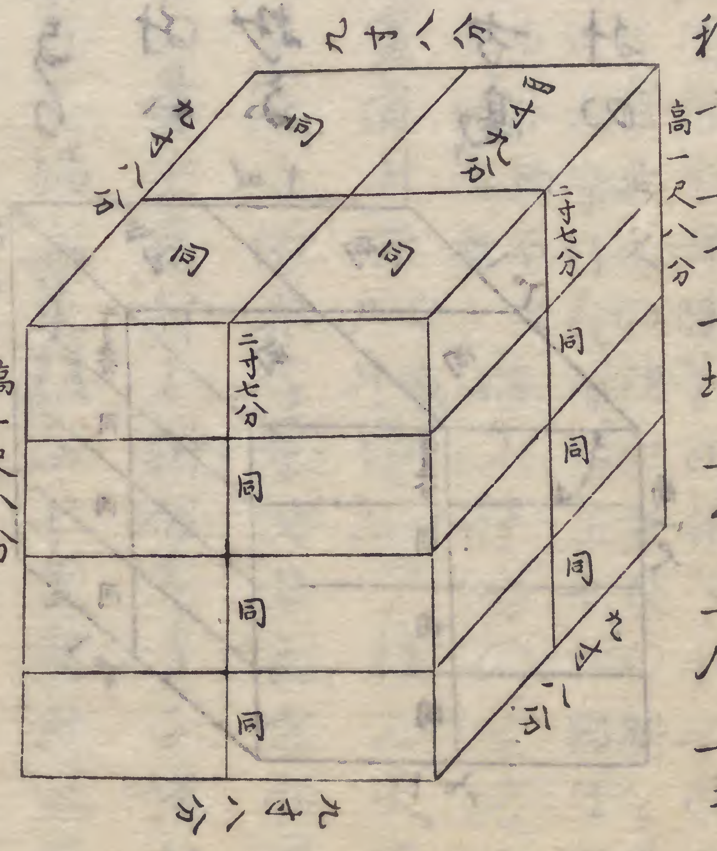

八二七　但口内斜ハ鉄梁カナツルある此内梁の積減少なへし

今京升の梁ツル上闊サ三分下闊サ七厘高サ二分長七寸弱なり右梁とも一分方の物数ハ積八二百五十九也一升の積六万四千八百二十七より梁ツル積を減されハ残六万四千五百六十八となる此今升所容イル実積なり

民部省厨升十合升なり山科升東大寺十合升其名同しからざれとも受る所ハ八合の十合升にして雖今所謂十合を升とするの一升量ニス也但古升の一升二合ハ今升の九合六夕余にて加茂祖所謂九六升なり此ハ四勺を足タシての一升量とす

民部省厨升火印

深一寸五分
徑二寸八分
五厘

宣字升
火印

神戸氏蔵民部省厨升受所山科升ニ同し○又古量ニ宣字印烙の者あり疑ハ即宣旨升なるへし又古量ニ深一寸五分徑二寸八分五厘の者ありし火印ニ太孝斎の三字あり

底

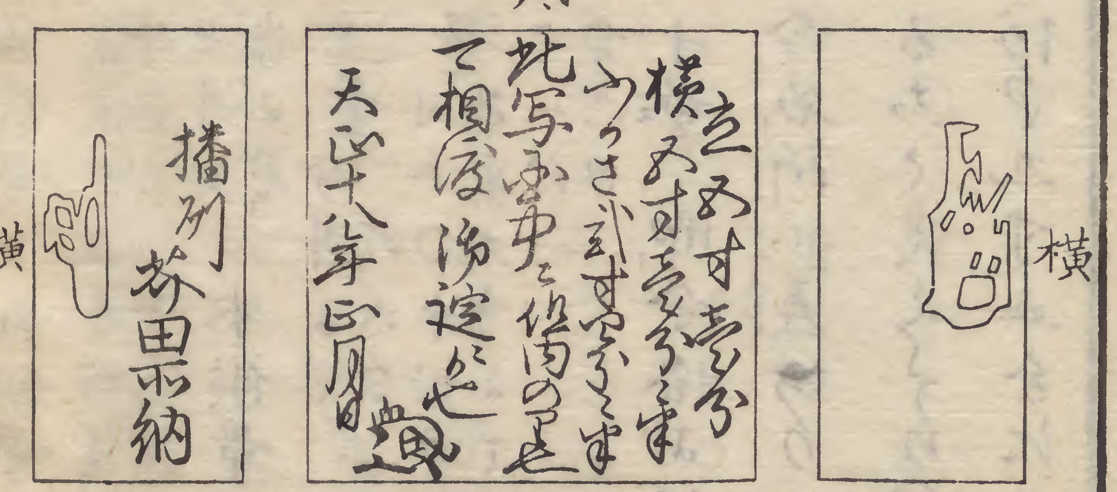

升中火印 播磨國姫路芥田氏蔵升

或曰相模ノ鎌倉鶴岡安藤升あり廣サ五寸七分深サ二寸二分銘ニ天正十八年安藤判とあり即此升ハ小して今鎌倉中社寺年貢所納ニ用るなり又回伊豆相模ニテ灰原升とふ京升より大なり当時安藤豊前守灰原升の事行を踏とふ八此升の事なるへし

大寶量　和銅量　以上續紀　宣旨升　太孝升　以上既見　反錢升天文十五年所造今升にて八合五夕　錢升天文十六年二月田券に見ゆ　花園升元亀元年七月田券に見ゆ　本供量今升にて六升六合六夕　甕原(ミカノハラ)量今升にて九合八勺八才　川上量今升にて一升六勺　拾合量今升にて八合六勺　寺量今升にて六合　長箸量同上〇本供量以下南都東大寺にて所用　稲荷御出講量東寺稲荷神會に所用今升にて一升一合六勺

十量(トヲス)即令格に謂大升也西州北國皆大升を用ふ古今名所小差(チカヒ)あり江源武鑑に依る本義實此との鋳造せるよしみえたり〇大和法隆寺にて太子量(マス)と呼ふものあり口九寸五分に三寸七分今升にて五升一合三夕強也

入也

又同法隆寺に釣(ツリ)量(マス)とて重三貫三百目餘の銅斗(アカヾネノマス)あり王逆南史蕭思話傳に思話常に所用銅斗といふもの類なるべし然ともまた然量斗とハいひがたし

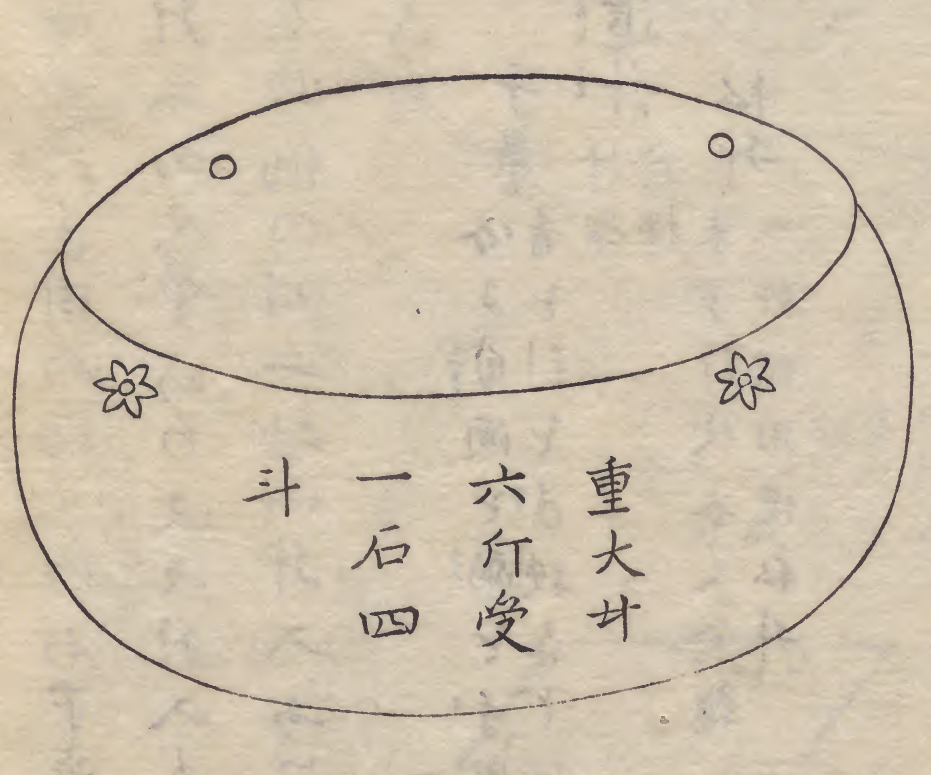

銅斗口圓徑二尺二寸五分腰周七尺八寸三分深一尺四分

江戸増上寺御霊屋領代官の方に一斗量あり縁に鐵あり中に梁ありて四方にも掛り切りけあり是をは京量と称す又一斗一升入の大量あり又九升入なるあり俵ハ四斗二升入なりとして收納の時一斗一升入にて三ツ量九升入にて一ツ量なり

國量　一國くの量といふなるべし

手量　俗に自酒を酌と手盛といふ　自肴を引きて挟などいへり

武佐判江量　亦云近

遣升　律原發揮

私斗　經國雄畧

家量　左傳以家量貸而以公量收之

私升　朱子行狀本人令韓人許詣用使私升

蕃名

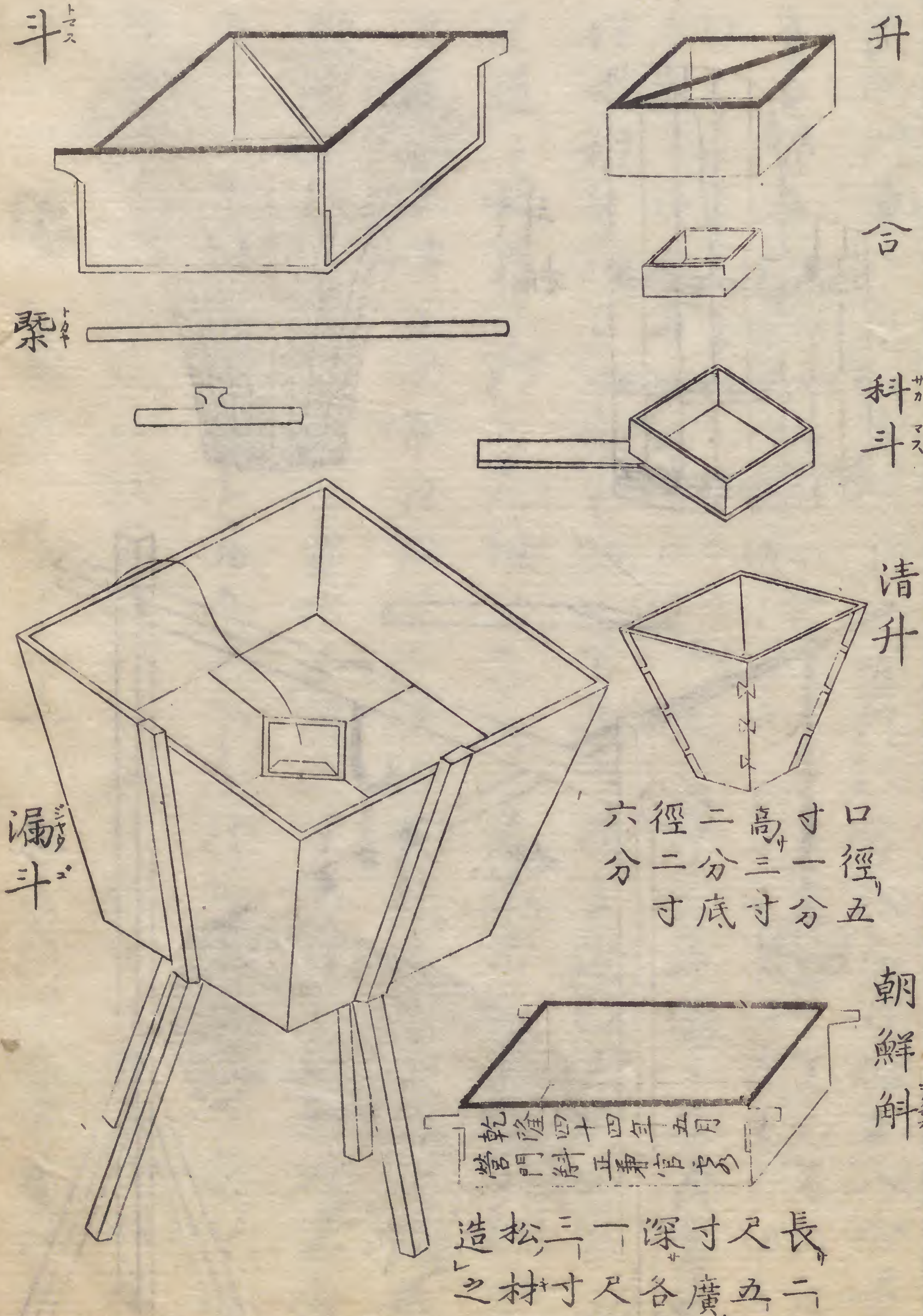

武佐判量ハ近江武佐より出たる八合入なりねに八合量とも唱ふ武佐ハ近江の地名なり箕良公の置の簀川記に出ろ乃武佐といふ所に居ども武士か中のけもちてそあらくなるらべこそ武佐の名ハ始りけれ天文十三年佐々木義實百姓の租を納に二合を減して收り為に近江武佐の倉にて造る所是ハ百姓を存恤の志にして末代の恵政と称せ
又孟嘗君傳に田常收賦稅於民以大斗出以小斗收齊民歌之といへり義實亂世費用不給の中にして如此の恵慮あるハ其頃の政績ともいふべし後世俗に或ハ之を石田量とも唱へて石田三成八万石の地を十万石に料んとて八合入を用ゐしなどいふハ悪名流説なる量斗ハ

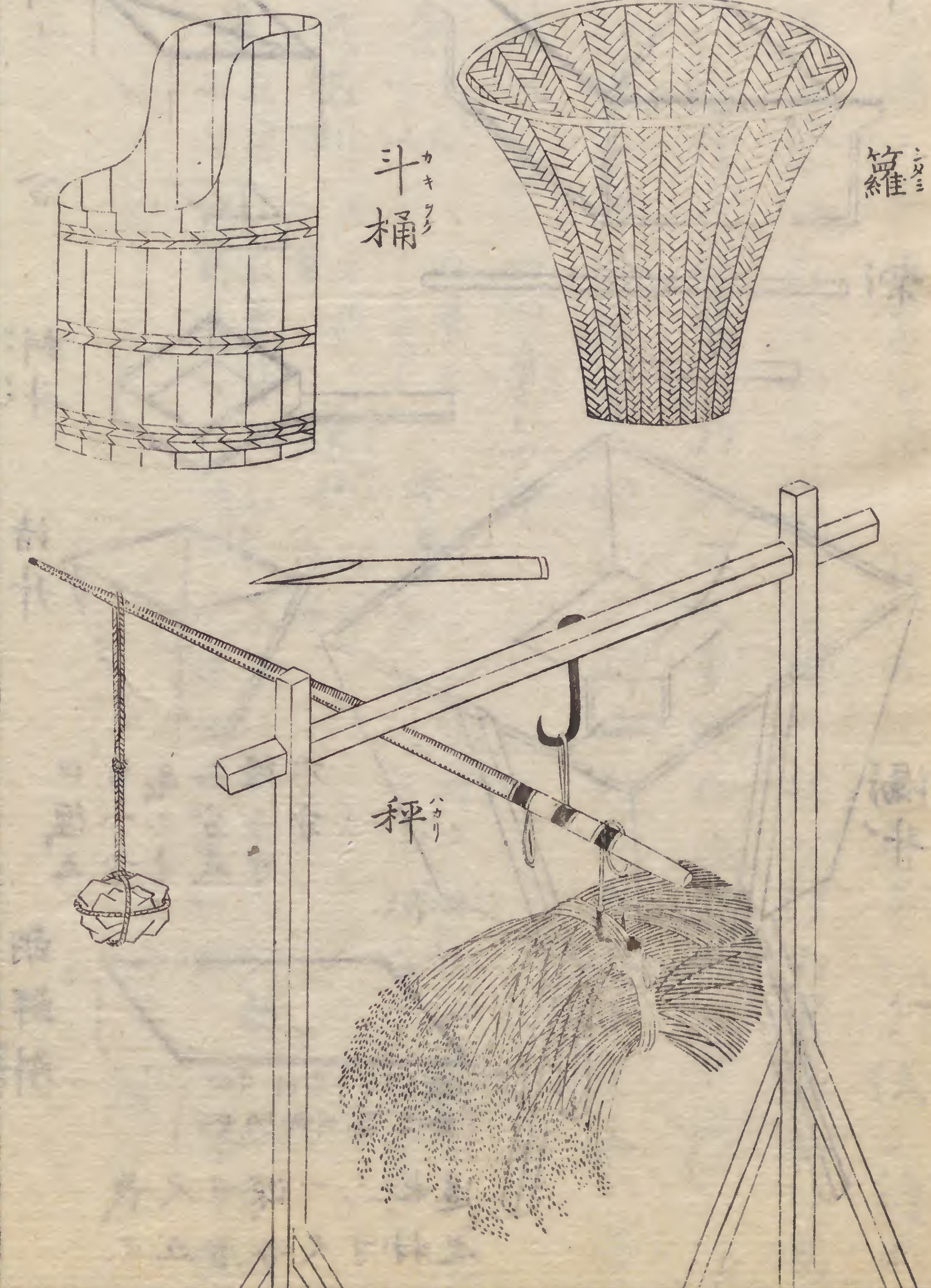

今の眼前にて取あつかふものなるとかや斗搔(キ)など
して何かし民の信従(ウケガウ)なさしむるや又一説に武田信玄の製(ツクリ)
る所なり後世小量(マス)と印烙(ヤキイン)なきものを禁にむさぼらんと
呼ハ八元(ト)斗判といふなるもの訛(ナマリ)也といへり武佐判量(マス)寸
法方四寸六分半深(ガ)二寸三分八厘半強 甲州判量甲斐國にて用ひあり
武田氏領地の時より始るといふ 旅籠(ハタゴ)量(マス)京升にて七合
五勺入なり 同半(ナカラ)量(マス)京升にて三合七夕五抄入なり
同小半(コナカラ)量(マス)京升にて一合八勺七抄五撮入なり此外一國
にて行る國量(クニマス)不くまめしといへども擧るにさとて
酒(サカ)量(マス)一名柄(エ)附(ツケ)量(マス)○參伐星の形に似たり故に酒(サカ)量(マス)星(ホシ)
量の名あり此器酒醋油等を料る今の斗量に兩拐あり

るとも稱相似たる物なり俗に量一ツと一杯といふハ一盞酒量
より出たる言にて今一杯量といふハ一升五合入なり
水量(ミツマス)製 一合 口二寸一分深サ一寸四分七厘 二合半 口三寸一分六厘深一寸六分二厘
三 五合 口三寸九分六厘深サ二寸六厘七毛 一升 口四寸九分深サ二寸七分 南圓寺
油量(アブラマス) 毛 口五寸二分深サ三寸今升にて一升二合五夕一才
科斗 史記張儀傳○即酒量なり 伊藤氏曰科ハ蓋斗の長柄なる哉と云 大斗 詩大雅疏大斗長三
尺謂其柄也蓋從大器挹之於樽用此勺耳○東都事畧宋
太祖祝曰酒者天之美祿何惜不令飲之謂王審琦曰天必
賜卿酒量酒量ハ酒
の飲量(ノミカケ)をいへり
登加伎 和名鈔 量懸(マスカケ) 亦云量搔 梁(ツル) 亦弦の字を用俗に云渡金量(ワタシカネ)
又芝田録に從梁 の角然て亘したる鐵梁な
斗とみえたり
槩 和名鈔引禮記注槩ハ平斗斛者也○ 斗格 類書纂要
説文杚ハ平也漢書以井水準其槩也

蕃名
槩寸法　一斗量の槩は二寸六分　七升は二寸三分
五升は二寸二分　一升は一寸二分　或謂槩は定式なし
量よりかへ両方へ掛るうけ長く作る　此に云寸法は槩の木口乃径をいふ
凡斗量は櫧材にて作る　一升より下は両端を執て押に
及を故に杉弁等　凡俗間已に八槩を握く詞て佗には壮く
まて作るべし
詞て平ならさるを量槩取といふ盗とれて見ゆ○明律
云凡各倉收受税糧聽令納戸親自行槩平斛交收作數支
銷依令准除折耗若倉官斗級不令納戸行槩踢斛淋尖多
收斛面者杖六十若以附餘糧數計贓重者坐贓論罪止杖
一百　物部氏解に曰納戸は多の百姓の中より一人を出て
納所の倉場に行て其者自身に槩をあてゝ料を

るなり○踢斛は量を足にて蹴て多く入やうにする斯
方のおとしゆすり込の類なり○淋尖は量の上より米
をこぼし掛て令盛高料にするなりとあり斯方に按に西
てあへ米起料ともいふ皆倉役の不法を糺すなり
土は其量法一向に定規なし大宰を案るに周一升此方
八合九抄餘なり四升を一豆とし（博雅に升四曰梪是なり）四豆を一
區とし（一斗六升此方今の一升四合三勺餘）五區を一釜とし（或作鬴六斗四升一說八斗此方今五升七合四勺餘）二釜を庚とし（一斛六斗此方今一斗四升三合五勺餘）五庚を
鍾とし（八斛○左傳に十釜を鍾とし六斗四升）二鍾を秉とす（十六斛此方今一石四斗三升
五合二勺○小尓雅に八二觔を豆とす二釜有半を庾とし二籔有半を缶とし四斛なり二缶を鍾とし八斛なり）
漢書に牛一足に三十六斛を觴なりと云は　本邦の一
石六斗に抵ると云唐宋以來は五斗を為斛二斛を為石故に西

土の一斛ハ本邦の五斗餘なり度量衡考等を按に
漢一升ハ此方今の九勺三抄一撮二圭九粟漢一合ハ此方今の九抄
三撮一圭二粟あり漢一勺ハ此方今の九撮三圭一粟二あり　魏晉一升ハ此方今の
一合零三抄　宋齊一升ハ此方今の一合零八抄　梁陳
一升ハ此方今の一合一勺八抄四々三　隋一升ハ此方
今の一合三勺九抄四八　唐一升ハ此方今の四合一勺
八抄四々三唐詩に謂李白一斗詩百篇一斗ハ此方の四升一合耳　宋一升ハ此方
今の三合二勺零　元一升ハ此方今の四合六勺三抄
明一升ハ此方今の五合七勺一抄四又明新製の五斗量
これすれハ其一石ハ此方今の四斗九升九合零七抄

清一升ハ此方今の五合八勺四抄七撮に當るなり
彼の米一斛ハ我の五斗八升四合七勺なりと　朱氏談綺曰
同なり餘姚の升ハ日本の四合と一升とを是を城郷升と唐山の升不
云官升ハ六升と一升とを稱ども處々不同河南の升を
日本比八合五勺我一升とも大方通用ハ日本の五合五
勺得と我一升とを黄鐘の律より出る升を古今かえ
らず日本の升あらく
古合六七勺なり　按に今清國部升ハ戸部より頒出れ
官式樣江南一斗入の升をば年貢上納に用ゆ即　本邦
の六升なれども容る時に用ゐるハ各損まて一二合の差あ
り又米一斛ハ五斗まて二斛を一石とし重百三十斤俵
作ハ通例五斗俵なり一石代銀凡三十五六匁一升ハ此
方の五合強とし凡西地の量ハ口濶く底狹し又箱の

だくして四方の外を鋲まて鍍ミることあり沖縄人曰
福建等市店の私量ハ竹筒よて西川氏曰西地升尺交易
の諸色何も斤量をもて売買けるよ長崎へ来る者和蘭の
如きも竹筒の器をもて粮米の多少をはかる 彼一升と呼
ある者 本邦の五合弱なり其餘外夷諸國常量あり中
井氏逸史曰朝鮮量の一斗當我三升五合以十五斗為一
石當我五斗五合量の韓語ヒシウテイと云

大量（オホハカリ） 大量の名既に古事記にみえたり大殿祭祝詞に天津御量とあり是其名の自て出る所なり今俗斤両と呼へり

稱（ハカリ） 延喜式○蓋大小に通ずるの名なり日本寄語に等子
波介俚と譯せり今俗に釐等と波加利と云大抵二百以
上の物をはかる又 加良波加利 漢語鈔に權衡と訓の
天平と云即秤なり○按に姓氏録に云商
長首上毛野同氏多奇波世三世孫久比崇峻御世被遣
呉國雜寶物為交易其中有呉權其名云波賀理久比奏曰
呉國以懸定萬物と云此名を波賀理と云ハ此皆
の人名つくる所是即加良波加利なるべし 知伎利
即小秤なり関東にてハ伎を濁音に呼へり 斤両即大
等秤ハ宋太宗淳和中初て製されしやと云 量なる
をも亦斤量と
もいへり

秤 平音稱廣韻正斤両也又云俗稱字○唐韻稱音再知輕重
也○按に文献通考云淳化三年秤無準而造各三毫懸
星以準之とかゝるに明方回瀛奎律髓に載唐包何賦得秤
送孟孺卿詩云鉤懸新月吐衡擧衆星隨是唐の時既に秤
に星ありしなり宋に其準なしと
いふことのおぼつかなきにや

權衡 尚書疏權衡一物也稱上謂之衡稱
錘謂之權○律暦志に衡平也權重也○數度衍に權衡之
用有二或用斤或用両○類經附翼に衡有小有大總名曰

衡小者曰等大者曰秤○凡秤の棹は衡也重は即権也
又重の事と錘駝砣法馬分銅なといふ大小あれし
扛秤 類書纂要　槓秤 珠璣藪　扛稱 日用雑字　大量　大稱 以上郷談正音

蕃名

古語拾遺曰令手置帆負彦狭知二神以天御量伐大峡小峡之材而造瑞殿兼作御笠及矛楯天御量は度量の古名なり手置帆負彦狭知は即工匠の始祖なり工匠は手組にて物を思案するには必手を拱なり今作物の精妙を稱して大工とゑを置といへる手置の神名亦あひ合ふべし按に呂氏春秋黄帝使伶倫造權衡度量衡數は黍より起る十黍を累とし十累は銖六銖は錙四錙は両といふ凡六百黍一銭五分 本邦の黍にして百粒の重一分一厘五毛積て千二百黍に至て一銭五分となる（銭は今省て匁）の字は從る文献通考に銭作匁畫作乙二は市井下流の俗書なりといへり律原發揮曰寛永中鑄寛永通宝銭毎一箇重一銭故俗稱一銭重謂一文目又一字とは一銭の四分の一則是二分五厘にあたるといへり 其率

黍累（十黍）　銖（十累）　錙（六銖）　両（四錙）　斤（十六両）　衡（十斤）　鈞（三衡）
石（四鈞）　鼓（四石）

續紀和銅六年四月頒下新格并權衡度量於天下諸國按にこれより以前舒明紀既に斤両を定られしことみゆれば和銅の時は更に新様を頒れしか又令曰權衡廿四銖為両両為大両一両十六両為斤按に催馬楽歌に夏引のしらいとなゝはかりありとあるを鈔

国立公文書館
National Archives of Japan

にてたかりは七両のよしなるらむもりし八両と波加
利とよ読しなるへし　説文に春分禾生夏至晷景可度禾有秒秋分而秒定律数十二秒當一分十
分為寸其重以十二粟為一分十二分為銖と是景を度て
禾穀の重を分られたる両をも波加利といふへきなり
今凡四匁を一両とし四十両を唐一斤とし白銀一両八
四匁三分十両一枚とし即四十三匁凡金一分重一匁一
分九厘　慶長一分金重一匁二分〇一両八四匁七分六厘文金一分重八分七厘五毛
慶長小鈑重四匁八分文金小鈑重三匁五分〇黄金は大鈑也天正の初に製其一枚金は十両銀は十枚也是より
前ハ砂金也今の大鈑小鈑八文禄の初に製る昔の金と別也今小鈑ハ六十匁大鈑一枚ハ七両二分又一両銀十枚や
又紅花一斤百匁五倍子八百三十匁又百六十匁是を唐
目一斤と云百八十匁是を當飯一斤と云又二百十匁沈

香一斤二百五十匁鉛錫の類又二百二十匁を平野目と
云三百匁をも分銅目などいふがごとし新井氏曰唐山の
石ハ秤衡までをかる時に用う一石の重サ百廿斤ハ本
邦乃秤まで十九貫目なり伊藤氏曰石ハ本權之名所謂銖
両鈞斤石三十斤為鈞百二十斤為石是也豈秦漢以来因
其所容之重遂以名量歟石字亦作碩䂨今按に秤又稲量
とて稲をとし束稲を懸穀禾の軽重を量り収納する所に
見延喜式に小税大税斤税とありまた小税ハ以一把為
束大税以五把為束とありて斤税ハ其わかれしを稱に
て収を懸税と云又斤税に大斤大半斤なとの別あるや

古歌に懸稲のちから乃石ハおもくともおもしとは民乃
うれへ下りしか今にも米を斗にて量り俵作りして秤
をかけ入實乃多少を究む但上田乃米ハ重しなよ量
目少しかハれども斗同を以てむかしより田乃米ハ量目ハ
重く斗同ハ軽し是約束四斗をもて可斗に準をなし又權
石兩賜よりて爛瀾て軽重あり凡秤錘ハ京以東ハ江
なくて後に錢を用しともいへつと
戸守隨某が製る所京以西ハ大坂神農が勢る所にして
西東互に通用ならざりしとなり○明律云凡私造斛斗秤
尺不平在市行使及将官降斛斗秤尺作斛增減者杖六十
工匠同罪

手度　舊事紀ニ有手量大小及音聲巨細○瓊矛拾遺曰長量掬也
指與中指之間寸法也○谷重遠曰手度言以手度之也
伸兩手
為一尋

長度　辨色立成尺竹量也○谷重遠曰凡造
宮殿皆用長度以身長計度之名也
俗に曲尺を謂て金尺と呼ハくろか
ゑのくろを着てかゐとものいへり

鐵尺　延喜内記式○

物指

度　食貨志度者分寸丈尺
引也所以度長短也

指尺　文公家禮

蕃名　ハント・メートト

度の數ハ忽より起る引丈尺寸分釐毫絲忽あり其級ハ
名有て是に随へりし忽　絲十忽　毫十絲　釐十毛　分十厘　寸十分　尺十寸　丈十尺
本邦の舊尺荷田氏度制畧考曰古の时尺に大小あ

也今の大尺といふは小尺より二寸を加ふる者にて今の曲
尺にて一尺二寸に當る式の大尺といふは今の小尺也
也故に式の大尺ハ即今の曲尺にして一尺なり是亦唐の大尺
とおもふ式の小尺ハ是一尺今乃曲尺八寸三分三厘三毫强
れしにあるは是亦唐の玉揆尺とおもれし和銅六年二月始制度量等類
同四月頒下天下諸國此時より以前に用し尺を改め度
地尺に用し高麗尺の大尺を停て是までの小尺をは大
尺とふし此をもて度地以下の常用尺とし此の一尺を
六に割てその五つ分を合せし八寸三分三厘三毫餘乃
尺を小尺とし此を以て晷景を測り湯薬を合はするの

ミ用るものと乃延喜雜式に載たるが如なり而るに世俗い
ふしハ尺に大小の二あるをはかるとえて紛雜今に田五
尺為歩とさを格に田六尺為歩あるをは誤て紛々乃説を
發して明證なし　今の五尺ハ今の曲尺一尺二寸を一尺
わてこれをとなつけざるしかして云格の六尺ハ今の曲尺一寸を
ちなり而に荷田氏始て明辨せり律原發揮等に舊尺と
て今大和法隆寺に在るの圖を出し魯般が尺にて聖
德太子之を傳へしといふ然とも之を天下に適用せし
ものとハみえて類聚國史養老四年五月頒尺様于諸國
といふものもそ尺式のさたかに究もしまて今所用の曲
尺ハ即式の大尺にして今の小尺なり　今尺様　曲尺

即式の鋳尺にて旧尺ハ一尺二寸是旧尺と同し　同裏曲尺一尺四寸一分四厘二毛　呉服尺曲尺一尺二寸
鯨尺曲尺一尺二寸五分　文尺曲尺八寸是寛永通宝銭の径八分なるを十文並
て尺にせしや尺を伎と読ハ八寸の寸の国訓によれり　夏尺横黍尺八厘三毛　商尺曲尺
九寸八分四厘　周尺曲尺六寸五分六厘一毛　漢尺曲尺九寸一分一厘三毛　唐尺商尺
一尺二寸　宋尺曲尺一尺一分二厘六毛　明曲尺商唐尺也　同銅尺即量地曲尺
一尺一説に曲尺一尺七厘八毛然となす量地の所にハ前説を用ゆ　天竺尺曲尺四寸一分

志多美

和名鈔○新撰字鏡簞を訓めり蓋注箕なり
俗に物を絞り注き寫を志多免留の詞なり

登保志

亦上戸ともいふ革と竹とあり元来納税所の用所なり奸吏或ハ編竹の眼を粗くして米を漏墜さしむる弊ありし證とたる後に革にて作るなり而に後も革をもて濡し局皺ませなくして米を俵に写し

入るときは外に溢るゝかんしやうは

檣漏斗

是俵の入実を撥巧を加へたるもあるなり試むる時に斗量の上にも跨がらせて米を盛給て漏斗の底板窓を放し斗量にたし容の器なり此ものゝ底板をは窓の樞戸のやうにして啓閉をなし極く写て盛り啓て漏そそなり漏斗上戸の名まてその盛容たとの限なく俗に底無と呼び加し上戸ハ文粋亭子院ニ賜飲記ニ曰別ニ喚ニ大戸ヲ賜ニ以醇酒ヲ有命限二十盃已大戸は上戸と云按ニ餘冬序録ニ人能飲不能飲有大小戸之稱云々呉志孫皓毎饗宴人以七升為限小戸雖不入口並澆灌取盡此三國以前の事既に而し然れとも吾俗上戸下戸の品目ハ持統紀に上戸中戸下戸云云注に以口多少分上中下也と此より転せし詞なるへし

籮　音羅楊子方言陳魏宋楚間謂之篅又謂之籮自關而西謂之注箕盛米穀寫斛中者也　簞　音都說文漉米籔又云淅箕也○廣雅簞一名曰筬曰簑曰篗曰区

蕃名コールンテレグトル　籮　テレームル　檣漏斗

是をも亦字鏡に志多美といふハ即瀝箕にて物を漉の

器なり前の籠と類して一造物ハ同からずと按ずるに延喜式に
漉籠の註に漉ハ雑煠餅料とあり今の網杓子のごとき
なり又和名鈔に漉水嚢といふものハ漢にてハ水羅馬
尾篩漉嚢などいふものなり

蓑笠 書紀○蓑ハ身に荷ものなるに新撰字鏡蓑を尓乃と訓り
蓑ハ艸衣の二合や今按ずるに加々美櫓塢五月晦日
に蓑延山にまうづる人を送りて雨にきぬらすのぶの山
にもぬすなるふさみだれの空を晴らしに○笠ハ翳と
訓同じ万葉石川乙丸哥に雨ふらバ着んとおもへ
つるかさの山人にふきせよ濡れハひぬとも

阿袁 袋艸紙○蓑乃異名なり通證に素
戔嗚尊青草を束乃縁に出しとぞ

蓑笠 毛詩○事文類聚農夫不為水
旱轂耕農蓑圃笠共談壟畝間

艸衣 玉篇○古詩
春風動艸衣

襏襫 管子首戴茅蒲身服襏
襫沾躰塗足謂之農

蕃名

此ものは專田家の要具なれバ田笠田蓑とて製に茅あ
るいは菅あり亦棕櫚蒲葵などもて製す延喜式にハ螻蓑登美蓑などと
皆其物について名呼なり太むかし素戔嗚尊風雨ふらし
きに蓑笠きまひ辛苦てひさあるに出御ふにきこゆ
○らりきこゆ又風土記にハ蘇民将来の事有りし皇孫の
御身として草衣をかうせまいらせ御心を用られした
しむるのいさほしをもりそなはりてより高麗楽部に蘇
志摩利あり此曲一名廻庭樂蓑笠をきて舞つり進雄尊

青草(アヲクサ)を束て蓑笠とし新羅に至り曽志茂利の處に居ましましと神代紀に出たり此事を覚けし蹄といへり為家の哥に雨衣笠きて内へ入ぬとは神もこひしより見といふなるも中昔までは上下なへて蓑を着る事なりし宇治拾遺に今はむかし下野武正といふ舎人法性寺殿にはべる大風大雨の時に武正あやかりのかたに来るに蓑笠を着て蓑の上に縄を帯にして檜笠のうへを又おとがひに縄にてからげつけて杖をつきて走まはりておはするなりけり かくあるは今の肩衣袴ゐるとし古事記に上下衣服とあるへ又大和物語良峯少将深草帝におくれ奉りて出家人となり我装束のみを太刀まで皆すきやうに為けり

といくらもあり或くちずさみの言に上ひとそのりいふハ義をしらぬおとしいつるハ却て故実とさしぬ後となふ延喜式凡供奉行車駕輿丁駕別二十一人中笠蓑請内匠蔵寮又大神宮式笠(カサヌヒノカヅウト)縫内人等供進(タテマツル)蓑笠○公事根源にむりは皇宮に雷三つ鳴高く鳴ハ守護のかね将監以下皆蓑笠を着て南殿に侍ふを雷鳴陣といふ 令義解曰諸道置駅其乗具蓑笠等各準所置馬数○隠蓑(カクレミノ)隠笠といふものハ 神武東征の時に椎根彦(シヒネツヒコ)と弟猾(オトウカシ)に老婆の形を為し蓑笠を被(キセ)て敵の陣中を往来して行もし故事に出たり拾遺集に隠蓑隠笠をも得てしかな来たると人に知られざらむ又阿衰(アマ)の事著聞集に和泉式部の丹後へ下りけるに

中将神の前にて時雨乃ふりけるよいふへきと此中
ひとつよ田かり童のあをといふものと乞ひとりてま
ありはまれ下向乃たよりにまれは此あをといふへ
しとてやてあり荻の衣ゆりに田河と付稽衣乃みしか
き物也旅乃装束也又けさいとふ物といふは是今
の雨衣にて低は青襖といふもの相似たり常興謂襖
と阿字と呼ひとは素とよふ事の訓なり乃素襖乃
結ハ元来衣服の初製にて中古まてハ商買馬子まで
をこの服なりけるなり當神の御代に素牀を猪て人
の服とせしといふ事なん阿字にて俗乃起る所なり

ける今は素襖てふものに此名を留めたり人出所乃物
装なれハ襖といふハ蒼青侍青女なといふか如なへし
武門にては頼朝卿院参の時舎人四人萌木の狩襖袴を
着すとあり明月記正治二年舞人馬居飼舎人 二藍二人 蘇芳二人 萌葱二人 朽葉二人 青二十二人
此青とあるは青色の襖也襖といふハ狩衣
に裏なきをいふ素襖むかしは布襖といひて總衣に裏ある
をもしとせり裏をのそりて單なるを特に素襖といふ呼
なり素ハ空肌なとの素といふといふ言なり書紀
に襖子を阿字と訓まれたり字音なるハ阿字とあるへ
きをあをと字音假字つかひよりの韻ととる轉し

て御國言の如くいひなせることゝ又和訓栞にも素襖の
音を轉しあやまれるもの二大家のいへる考へあはすれ
はさもやかゝる事いと多かれ又襖を字鏡にあをと
よめるは上古の袍の衣といふものにてやすし萬葉の哥に
ひあへはぎてあるかるをと訓めりつれとそれにも
みえたり

古

書紀○凡物を盛容ものとなすを籠箱の數
備足ふる書紀に簣とあるは蓋と稱すれ
箯(アラダ)太平記○當時の箯は今 持籠(モッコ) 竹持籠竹にて作れるなり
の竹輿のことなり
塵取(チリトリ)糞塵を取除くものにいふ 夫利 西州
はしりを即今の鉤蔓邂逅乃ふさし

籃(カタミ)

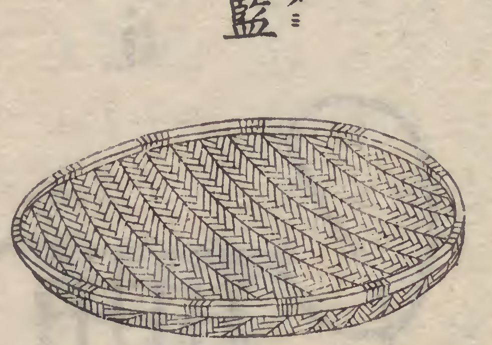

笸箕(イザル ソウキ)

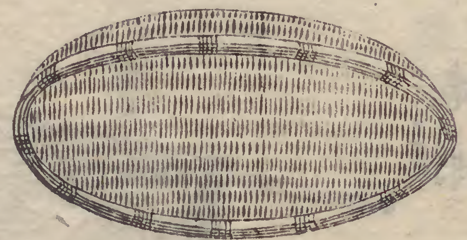

篠(?)

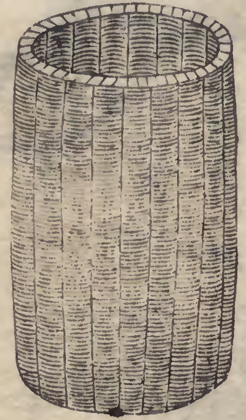

師光
古川乃めかみれ 底八
およね 皆かくて 若菜に 日数をそつむ

磐田八幡縁起簣(モッコ)之圖

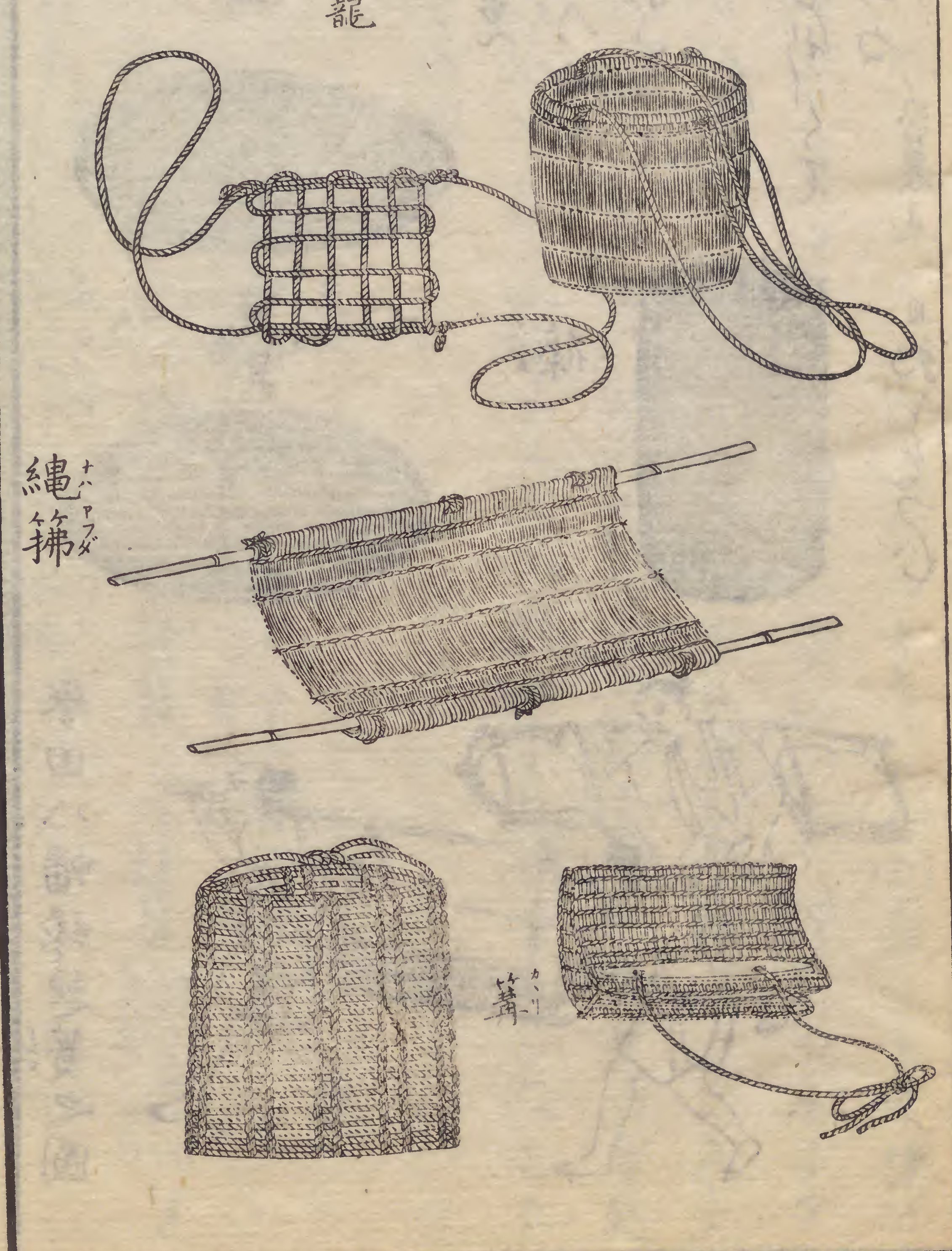

簣音匱亦作櫃簣正韻土籠也○書旅獒為山九仞功虧一簣疏簣盛土器○論語未成一簣止　孟子虆梩
註虆土籠也
梩土轝也

畚名ダラアイヘール

和名鈔今按曰篙亦用簣字見史記とあるしき仁徳紀に其土工(ツチエタチ)興(オコ)させ給ふよしをのせて土運ひぬとあれハ土盛る器とも古くいひしなるへし三才圖會農政全書等の圖譜に併考(セ)するに竹篭の長(ケ)高くて今世方の土運(ハコビ)あみ籠とは形を異にする八背に負ひかつくものゝ為るにや西州の俗縄にて作るを簣(ブリ)といふ又八郎州まて編(アミ)たる畚(モツコ)のかよふて共に土盛器(オルヽモノ)とするなとも見れハ鋤鍬に

簀亦篅ニおなしきやうニいひしなるへし今簀の左右ニ竹を結添て二人して塵土なとを運ふやうになしたるをとハ持籠といへり即土轝なりみたニ擡といひしハ竹輿ニてその轎輿てふものゝまたといへり

布古 夫木集の野乃ふもとまさけて行といの出何とやらん物おそれなる

軽籠

畚 音本 古文畚左傳趙盾已朝而出有人荷畚自閨而出者註畚盛土器以草索為之○周禮挈壺氏挈畚令糧註畚所以盛糧之器○晉書王猛少以鬻畚為業○三才圖會畚ハ以蒲草索為之○洞冥記李克自言三百歳荷草畚

蕃名 ダラーガコルフ

此もの草具にて其用ハ前の簀に異ならすして又畚ならして單に底のミあり四隅に四緒を着て土及ひ米穀貨物等を荷ひおもを軽籠といふ

阿自加 和名鈔○盖草籠なり字鏡にハ簀をよめり又篅ハ圓箘也とありて名を同うせ廣韻ニ篅ハ盛穀圓囤也といへハ系いみしく物とるかのとハ阿自加といひしなるへし 猫飼

草籠 今田家の者或背負或提攜するの是なり

蓧 音掉 同荏 説文草田器○論語註蓧ハ竹器

蕃名 コルフ

加賀利 和名鈔○薰籠及び庭燎を名をおなしくれ共に生
形の似たるをとりての歌のうた火なとれ庭燎
にて加賀ハうへやくと通へる光明と称せり
庭燎ハ漢にして八地燭也火なといへり
篝 音鉤亦作篝和名鈔引説文竹器也○按字典負物籠類
篝篇上大下小而長謂之篝答○史記淳于髡云道傍禳田
者操一豚蹄酒一盂而祝曰甌窶滿篝

蕃名 ストローマント

此ものは紙縷して製したるを負籠といふ元ハ脊に負ふも
のなり又艸索にて編たる肥篝といふも眼粗し農圃にて
駄荷とも負擔ともなしぬるに用ゆ一なりし是此ものの竹笊
なりしそ形の燎の受骨にも薰籠の圏眼にも似たるゆ
え名字をひとしくせり

伊佐留 新撰字鏡○伊斐人ハ今をとることを略して
坐留と云京識にて八つ角に編たる篭を呼り
伊加伎 集下學 麻笥 字延喜式にみえ 按に和名鈔引本朝
式理佐良計辨色立成淺甕和名同
之何をとらうハ淺笥の名歟或曰いふしくハ麻績に竹
器を用うるあり今ハ之の績者ハ竹器なるをさらハ麻
笥なるへし 世宇笥 物類稱呼○畚麻笥の誤
といへり 也或曰笥箕の字音みや
笥箕 儀禮註笥畚種類也其容蓋與簋同揚子方言籮南楚
謂之笥○朱彝尊曝書亭文集偶探答筥得舊聞數事

蕃名 マンチー

加多美 漢語鈔○堅間 箕の畧なり箕ハ物を盛るより
いふ古ハ密籠と堅間といふハ荒籠に對していへり
手籠 取柄あるをいふ 鉤籠 竹革籠

籃音藍古文廥廣雅籃一名籚一名箪一名筐○和名鈔引
四聲字苑笭箵小籠也○說文笭籯也篇海笭箵小籠
蕃名マンチー
笭箵を加多美といふハ堅間(カツマ)の轉にして其眼の密(ツマリ)さ
る義の趣稱なり朱子談綺に籃ハ目のあらきなる籠と
いへり伊佐留と加多美とも製の粗密によりて名
を異にせしを今ハおしなべて笊籬とのミいふハくゑ
しかし次第に婆良とよぶハ即むかしの堅間なり
阿保古新撰字鏡○和名鈔阿布古
に作る八音の轉なり
佐須佐須といふも古歌によ
まれハ旧き詞なるべし
於度
荷棒(ニナヒ)以上和訓栞

擔音擔通作擔○管子不明于則而欲出號令猶擔竿而欲定其末
蕃名ダラアグストツク
阿布古ハ負子なり古負具といへるハ玉堂雜字に鎗擔
俗曰松擔と相似たり蜻蛉日記に山の川のむかふこまち
いでくらぶれどおひまうけける方をもひたり山の
川の負子(オツコ)ハ今の山負子(サオツコ)といふなるべし圖(コシ)木乃安陽を
尖かしたるものなり三才圖會乃擾擔なるを總といふなるの
なり又云匾擔ハ旅負子(タビオコ)の類と朱子談綺なるといへり又
石持棒(ボウ)ハ大圖木にして安陽尖らし乎治物理に竹榻(タケノコ)
といふ行の是棠陰比事の竹擔是なり伊勢談の如一つごか

くみハ一本にあまたかくこみとなへり

笣鉤 俵懸

搭爪農政全書上用鐵鉤帶於腰中受木柄狀如彎爪以探草禾之束或積或擲以萬數速於手挈

是米笣或荷負する者是扛川卸しかつに便する所是

俵の縄に指を挿より最速かうり取まり又纏針といふ

者何も俵を結まふけ了と縄乃端を針孔に納して其

約束に便あるなり

擔股 股振 股棒 夜須

杈 音叉說文杈枝也岐枝木也是周禮註以杈刺泥中搏魚

杈といふまよ也ハ今俗に夜須と呼あるもの是也又木

又杈楞などいふ

きのあんくんなりし

檜を佐須とも称ハ檜頭に岐枝ある木を用ひし名欤又和名鈔引切韻樣屈木為之和名佐須衣とある佐須衣ハ今の杯乃名にて折と云の屬ぞ又折敷ハ食器にて折櫃飯をもり盛ハ方葉箸にて内匠式に御飯を盛る事あり又折櫃飯櫃あハの樣ハ箱にて籠とい名として也凡盛を杯と毛比と云杯を通枕と冊子に衝重と衝重て今と云事也桡と物を盛る脚ある臺を盤に可れ如く重ハ漢土にはを衝重といふ又後に衝重の事を四方三方一方供具ある箏也其盛の眼孔を方ハ四或ハ三或ハ二孔と云て親王大臣ハ四方大中納言ハ三方殿上人ハ大脚打地下人ハ小脚方皆孔無を供具と云又庶人ハ平折敷を用ふ等の是おあり又三方ハ上下通用とあり但盤御の高下ハ是等に稱ふ古今の禮せとぞ

波良

天武紀大角小角鼓吹旗幡弩拋等之類不應存私家〇字鏡に秋ハ波良と訓也

久太 同上○字鏡篍を訓て 管乃笛 和名鈔小角とは訓て 筒貝 和訓琹竹管を吹ふ
ことゝいへるものは古の久太なり
俗云比々其声を以て呼へて
篍 音蕉○正韻吹簫所以勸役○急就章篍起居課後先
○樂書篍簧及篍為作休之節令閽閭欲相號令吹指為
節一曰竹簫洛陽亭長所吹
角 ○和名鈔引兼名苑注角本出胡中
○演繁露云黄帝吹角為龍鳴
蕃名ブラアスル
凡むかしは道路鼓角を鳴し儀仗に備へよし律令に見
えたり號令の節を亦吹器なりて後世に啅囉を用ふ蓋
戦國の遺風なりし之と鼓吹に易ふなり万葉に鼓の音
八雷の声と聞まで吹なせる小角のおとゝもと詠めり 武
備
志 日本考云毎隊相去一二里吹海螺為號相聞即合救援 遂に里正所驛亭長等の人

馬哉與来し用事を告示し或ハ土木の工役丁を使ふの晝
或夫哉発し工を歇ませるにも皆蠡を吹て其號令を傳ふ
なり是迄蓋いかしへの角鞁小代なるのミ秘蔵抄にゆふ
くれハ葛城山乃高嶺よりおりくるたくほら音すな
り今にも馬遥席將なるに法螺を吹て兵卒を揮り給ふ
事そうなりといへる山伏とも いふこそ又むかしは時の鼓
とも貝にて號りし赤澤清つゞく集に今日もちる年の貝
して吹けるなれバかざり乃あゆミ遊びさまにあり蜻蛉日記
に山てらのさぎのかひよりふくおとになりまするなり 今ま 言家
に嚴と昏とに見とハ吹ぬ文献通考云梵貝今之梵樂用
之以和銅鈸釋氏所謂法螺赤土國吹螺以迎隋使是也 梁

武之樂有童子
伎倚歌梵貝 ○凡工役の處其所由を識して旗を建令
の表木のおとし天武紀の旗幡を以軍器のことなしさる
をあるべし周禮にも起野役各率其所治人至大旗之下
○凡為土ハ霾霁かなりなどいふことあり一間先ハ見え
の闇になれハ沙のやうなる夜霧頭髪に積りて海中
なとハ殊に方角一向にわかれざれバ小舟数多破舟
に釣に出る時ハ其頭船一組つゞひてかつちなりを
やかましふる時ハ頭舩より喉囉を吹き其音を便りに
小舟ハおぎなとふつもなりなそ いふおと此土の
人ハなかりぬ事なり

成形圖説巻之十四終

国立公文書館
National Archives of Japan